

アフガニスタン国際戦犯民衆法廷 公聴会を開こう

1 公聴会とは何か

アフガニスタン国際戦犯民衆法廷を2003年12月に開催するために、必要な情報を収集し、整理しなければなりません。検察官は、起訴状に記載された犯罪事実を裏付ける証拠を法廷に提出します。その証拠を収集することは、法廷実行委員会の仕事です。

そのために各地で順次、公聴会を開催します。

戦争犯罪調査団や調査委員会が、各地の「公聴会委員会」と協力して、重要な証拠を順次積み上げていき、これらを文書化し、整理して、保存します。

公聴会は、報告会、講演会、シンポジウムなどの様々のスタイルで開催できますが、あくまでも戦争犯罪の証拠収集・整理・記録のために行うものです。

2 公聴会で取り上げるべきテーマ例

公聴会では、例えば次のようなテーマを取り上げていきます。できるだけ幅広く調査し、しっかりした記録を残します。

- a アメリカの外交・軍事戦略
 - b アメリカの軍事行動と組織
 - c アメリカの開戦正当化理由の検証
 - d アフガニスタン現代史
 - e 戦争被害 爆撃
 - f 戦争被害 難民・飢餓
 - g 戦争被害 捕虜
 - h 自衛隊の戦争協力の実態
 - i 侵略の罪とは何か
 - j 人道に対する罪、戦争犯罪とは何か
- など

3 公聴会の開催方法

・上記テーマに関連した報告を柱にします。できれば、現地報告（ジャーナリスト、NGO）と講演の2本だてで進めます。

・法廷実行委員会は、それぞれのテーマに関する報告者・講師候補をリストアップします。

・各地の公聴会委員会は、それぞれの地域で協力してくれる人材を探す一方、実行委員会の協力を得て、報告者・講師を選定します。

・公聴会の会計はそれぞれの公聴会委員会の独立会計とします。ただし、必要に応じて協議し、法廷実行委員会が協力します。

・連続公聴会として、法廷実行委員会が全国レベルで宣伝活動します。各地の公聴会委員会はそれぞれ宣伝活動をします。

4 証拠化（公聴会記録集）

- ・公聴会の報告・講演を録音し、テープ起こしをして、文書化します（各地の公聴会委員会が文書化）。
- ・同じ内容の報告をした場合には、二度目以後のものは法廷の証拠には加えません。しかし、まったく同じというわけではなく一部に新しい内容を含むこともありますから、やはり全体を記録に残した上で、新しい部分を取り出して、活用します。
- ・報告・講演や当日の配付資料などを一括して1冊の記録集（資料集）を作成します。各地の公聴会委員会から提供を受けて、法廷実行委員会が記録集を作成・出版します。
- ・記録集は、それ自体が法廷の証拠となります。その全体が証拠というよりも、記録集の中に含まれた新しい情報の部分が証拠ですが、実際には記録集そのものを積み上げます。
- ・法廷に提出する証拠は、すべて連番を付して整理します。例えば、アフガニスタン戦争被害調査団（第1次）報告書（勝井写真を含む）が「証拠第1号」となります。春に作成したビデオが「証拠第2号」です。ヘロルド報告書のような文書も証拠に加えていきます。
- ・記録集は次の公聴会や各種の報告会で販売します。記録集の名称を考えましょう。湾岸戦争市民平和訴訟の会の記録集は「未来へ！」でした。
- ・記録集は「証拠」となるので、主要部分を英訳する必要があります。法廷実行委員会の責任で翻訳します。
- ・2003年12月の法廷には、それぞれの記録集を和文・英文の両方で提出します。

5 公聴会のスケジュール

・基本的には2002年12月から2003年11月まで毎月1回、全国各地で順次開催を目標にします。条件がそろえば1回にこだわる必要はありません。反戦平和運動としての法廷と公聴会ですから、毎週のようにどこかで公聴会が行われている状況を作り出すことができれば最高です。

- 2002年12月15日 第1回（東京・新宿あいおい損保ホール）
- 2003年1月19日 第2回（大阪・中之島中央公会堂）
- 2003年1月22日 第3回（東京・渋谷「伊藤塾」東京校5号館）
- 2003年2月23日 第4回（兵庫）
- 2003年3月 第5回
- 2003年4月 第6回（京都）
- 2003年5月 第7回
- 2003年6月 第8回
- 2003年7月 第9回
- 2003年8月 第10回
- 2003年9月 第11回
- 2003年10月 第12回
- 2003年11月 第13回

- ・海外での公聴会を目指します。できれば、ソウル、マニラ、バークレー、ニューヨークなどで開催したいものです。
- ・アフガニスタンやイラクというわけにいかないとしても、イスラム圏でできないかも追求します。